

## 令和7年度第3回今治市下水道事業審議会

1 日時 令和7年10月21日（火）午後1時30分～午後3時00分

2 場所 今治市民会館2階 大会議室

3 議題

- （1）前回の振り返り
- （2）下水道整備の採算性検討の結果について
- （3）公共下水道計画区域見直し（案）について
- （4）パブリックコメント（案）について
- （5）今後のスケジュールについて

4 出席者

会長 森脇委員

副会長 河上委員

委員 高野委員、大野委員、青木委員、竹谷委員、町田委員

事務局 重松 上下水道部長

濱西 上下水道政策局長兼下水道業務課長

瀬野 下水道工務課長、越智 下水道管理事務所長

下水道業務課職員 3名、下水道工務課職員 2名

下水道管理事務所職員 1名

5 欠席者

委員 織田委員、山本委員、森川委員

**事務局：**

(事務局からの冒頭挨拶)

委員のうち 3 名が欠席していることを報告。

**会長：**

(会長挨拶)

会議録署名委員に山本委員の代わりに大野委員を指名。

議題（1）前回の振り返りについて事務局に説明を求める。

**事務局：**

(資料に沿って前回の振り返りについて説明)

**会長：**

事務局の説明について各委員の意見を求めるも、意見等がなかったため、議題（2）下水道整備の採算性検討の結果について事務局に説明を求める。

**事務局：**

(資料に沿って下水道整備の採算性検討結果について説明)

**B 委員：**

算定例 2 が「採算性あり」と判定され、収入がコストの約 7 倍と高い結果となった理由について質問。

**事務局：**

市営住宅やマンションが立地する区域で、集合住宅のため一部区画で採算性ありの結果となった。ただし、管路整備費用などを含めた全体では採算性なしとなっていることを説明。

**B 委員：**

同様のマンションは市内にもあるが、特に 7 倍という結果は特別なことなのか質問。

**事務局：**

特別な要因ではなく、大規模なマンションほど一部の区画で採算性ありとなる傾向である旨説明。

**E 委員：**

令和 8 年度及び令和 13 年度の見通しがあるが、50 年間の下水道使用料の設定根拠について

て質問。

**事務局：**

平成 19 年に旧今治市の使用料体系をもとに統一使用料を設定。分流式下水道経費の繰出し要件である使用料単価 150 円を基準に改定を実施。平成 22 年は経費回収率を中四国平均並みに、平成 25 年以降は経費回収率 100%を目指す方針で段階的に改定を進めた。平成 25 年、平成 28 年、令和元年の 3 回の改定を計画していたが、実際には令和 2 年の改定以降実施していない旨説明。

**事務局：**

本試算では現行の使用料水準で算定しており、将来的な使用料や建設費、維持管理費の変動が不透明なため、現時点の単価をもとに試算している旨補足説明。

**G 委員：**

下水道使用料の今後の見通しについて、水道と同様に全国的な老朽化により値上がりが進んでいる状況を踏まえ、今治市でも今後どのようになるのか。また、試算に当たり、道路事業のように将来を見込んだ試算ができない中、現行使用料での算定しかできない点を踏まえ、今後の下水道使用料の傾向について確認したい。併せて、接続率 40.1% が全国・県平均と比べてどの程度の水準か、また、接続率向上のための目標値や補助制度等の取組があるかについて説明を求める。

**事務局：**

下水道使用料については、水道料金改定を令和 8 年度、下水道使用料改定を令和 9 年度に予定している。全国的にも老朽化や物価高騰により高い改定率の事例が多く見られる。現状では、水道料金の方が同じ使用水量でも高くなっているが、本来は工事費等の点から下水道の方が高くなる傾向にある。水道は定期的に改定している一方、下水道は改定を行っていないため、令和 9 年度には改定が必要な状況である旨説明。

**事務局：**

40.1% は直近 5 年間に整備した地区の接続率であり、県内では 20~40% の範囲が一般的で、今治市の 40% は比較的高い水準である。なお、事業開始からの累計接続率は 90% を超えている。接続促進の取組としては、上限 50 万円までの無利子融資制度（利子分は市が補給）を設けているほか、普及員による戸別訪問を実施している旨説明。

**G 委員：**

老朽化や工事費高騰を踏まえると、使用料改定はやむを得ないと考える。接続率について

は県内でも高い水準とのことで安心したが、引き続きさらなる普及向上に努めていただきたい。

**E 委員：**

令和4年12月策定の今治市下水道事業経営戦略では、令和8年度と令和13年度に9%の改定を見込んでいるが、今回の試算にそれが反映されているのか質問。

**事務局：**

経営戦略上は令和8年度に改定予定だが、本試算では現行の下水道使用料を基準として算定している旨説明。

**E 委員：**

現行使用料では収支が厳しいことは理解しており、改定見込みを踏まえた資料か確認のための質問であった旨説明。

**会長：**

現行の下水道使用料が50年間変わらない前提で下水道使用料の試算を行っている理解でよいか確認。

**事務局：**

ご認識のとおりの旨説明。

**会長：**

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、議題(3)公共下水道計画区域見直し(案)について説明を求める。

**事務局：**

(資料に沿って公共下水道計画区域見直し(案)について説明)

**会長：**

前の議題である採算性の検討について、資料4ページに記載されている区域の見直しの方針①～④のうち、③の段階で全て投資効果が見込めないことが明らかになったため、④の検討は行わなかったとの理解でよいか確認。

**事務局：**

ご認識のとおりの旨説明。

**会長：**

資料 18 ページ蒼社川北側の縮小箇所では「下水道が整備困難な事業計画区域」と記載されているが、検討は行っていないため、記載の是非について質問。

**事務局：**

見直し対象区域に含まれているため記載した。整備困難な事業計画区域かどうかの検討は行っていない。書くことで前の説明との繋がりが分かりにくくなる可能性もある旨説明。

**会長：**

書く場合は根拠が求められる可能性もある。資料 19 ページ、22 ページも同様の表記があるため、検討する旨依頼。

資料 24 ページの整備期間約 17 年と、資料 25 ページの今後 10 年程度の下水道整備完了見込みは同じか確認のため質問。

**事務局：**

市街化区域内には点在する未整備箇所があり、桜井地区には広い未整備エリアが存在する。広いエリアは今後 10 年程度で計画的に整備を進める一方、点在箇所は整備困難なため計画対象外。全体を整備した場合の残りの整備年数は 17 年と試算しており、近年の平均整備面積 18.6ha をもとに、残面積 303.8ha を割り戻して算出した旨補足説明。

**会長：**

疑問点は概ね解消した。資料への加筆対応について依頼。

また、市街化区域内に整備困難な区域があるとの説明に関連し、当該区域を今後も整備困難な区域として扱うのか確認のため質問。

**事務局：**

市街化区域内の下水道事業は都市計画事業としての性格を有し、上位計画である都市計画事業に基づき実施していること、また、市街化区域は都市計画法上、下水道を定める区域とされているため、区域の見直しは行わない方針である旨説明。

**会長：**

整備困難として整備計画に含まれていない区域について、今後どのように対応していくのか質問。

**事務局：**

整備困難区域では合併処理浄化槽の設置が必要となるため、個別に調査の上、計画区域外

と同様に補助金の対象とする対応を行う旨説明。

**会長 :**

現時点でもできるのか質問。

**事務局 :**

現時点でも対応している旨説明。

**事務局 :**

市街化区域内には公道以外に私道内の下水道もあり、住民の同意を得て初めて整備が可能となる区域もあるため、一部に未整備箇所が残っている旨補足説明。

**事務局 :**

私道内の下水道整備は、関係者全員の同意が必要で、合意形成が難しいことから整備が困難となっている旨補足説明。

**会長 :**

理解した。

**G 委員 :**

資料の記載内容について、資料 24 ページの残面積と、資料 4 ページの概念図及び資料 8 ページ、9 ページ、12~14 ページの整備状況図の表現が一致しておらず、市街化区域内に未整備箇所が残っていることが資料から読み取れない点を指摘。

**事務局 :**

資料 8 ページ、9 ページ及び資料 12~14 ページの図面について、市街化区域を下水道計画区域として灰色で表示しているが、整備済の凡例も同色であったため分かりにくく表現となっている。今後修正予定である旨説明。

**G 委員 :**

凡例や残区域が分かる図を作成すると分かりやすい。今後の資料作成で検討を依頼。

**会長 :**

審議会説明資料だけでなく、パブリックコメント用の計画区域見直し（案）にも反映するよう検討をお願いする。

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、議題（4）パブリックコメント

(案)について事務局の説明を求める。

**事務局 :**

(資料に沿ってパブリックコメント(案)について説明)

**会長 :**

まず、今治市公共下水道計画区域見直し(案)概要版及び見直し(案)冊子の文章中の「収益の減少が見込まれる一方で」という表現について指摘。文章の意図は、収益の減少に加えて老朽化した施設の改築などの整備が必要であり、将来的に経営状況が厳しくなることを示すものなので、「収益の減少が見込まれることに加えて」と続けた方が適切ではないかとし、検討を依頼。

**D委員 :**

表現がよりわかりやすくなるため、会長の意見に賛成する。

**会長 :**

計画の見直し方法に関する資料構成について、資料3ページの図1.3のフロー図だけでは見直しの具体的な手順が分かりにくく、資料4ページの図2.4の内容こそが方法の説明として適切ではないか。また、整備時期や経済性の検討など、見直しの過程に関する具体的な説明が資料に十分反映されておらず、そのままパブリックコメントに付すことには疑問がある。さらに、資料4ページの図2.4の②整備時期について、整備完了までに長時間を要する場合の根拠や除外の基準が示されていないため、その考え方を明確にしておく必要がある旨指摘。

**事務局 :**

ご指摘のとおり検討していきたい旨説明。

**D委員 :**

資料だけを見た市民の方々が計画の縮小や下水道事業の意図を理解しにくい。特に、下水道整備の方向性を示した資料14ページの図3.1が全体像を理解する上で有効であるとして、概要版にも小さくてもよいので同様の図を掲載することを提案。

**事務局 :**

提案内容について検討する旨回答。

**B 委員：**

パブリックコメント（案）資料と採算性の検討結果に関連して、経済性判断の方法や計算式を資料に掲載する場合、市民から下水道使用料の 50 年固定などの前提条件に関する質問が想定されるため、シナリオ分析をしておくことが望ましいと提案。下水道使用料や工事費の変動を想定した場合の試算結果など、前提を変えた際の影響を把握しておくことで、市民への説明や理解促進につながるのではないかとし、計算業務の実施方法について質問。

**事務局：**

計算業務で使用している下水道使用料は、令和 5 年度の総額を年間有収水量で除して算出している旨説明。また、使用料を上げた場合のシナリオ設定も技術的には可能であるが、その結果が実際の使用料改定につながるとの誤解を招く恐れがあり、現時点では対応が難しい旨説明。

**B 委員：**

あくまで結果を覆す意図ではなく、計算方法をある程度説明することで市民の理解が得やすくなるとの考え方を補足。

**事務局：**

市民からの指摘も予想されるため、見直し作業中であることを踏まえ、幅を持った検討を行う旨説明。

**E 委員：**

検討結果が示されても、なぜ採算性が見込めないのかが分からぬいため、資料 5 ページの判定基準や算定式以下を計画区域見直し（案）5 ページ下に載せることで、説明を補うことを提案。

**事務局：**

熟慮する旨回答。

**会長：**

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、事務局に対し、議題（5）今後のスケジュールについて、現時点での予定を説明するよう依頼。

**事務局：**

次回審議会は令和 8 年 2 月の開催を想定し、パブリックコメントの結果報告および答申書（案）の審議を予定していたが、本日の審議内容を踏まえ、パブリックコメント（案）の

修正が必要になる見込みであるため、次回の開催時期や内容については改めて相談、検討を行う旨説明。

**会長 :**

議事録の公開方針について出席委員に確認。意見がなかったため、「本日の議事内容には非公開とすべき事項は特になかった」とし、各委員の了承を得る。

会議録作成後、高野委員及び大野委員に対し会議録への署名を依頼。

次回の審議会について、議題（5）で説明された審議内容をもとに公開が適当であると判断し、各委員の意見を求めるも特に意見等が無かったため次回の審議会を公開とする旨決定。

**事務局 :**

次回、審議会の日程については、決定次第、各委員へ通知する旨説明。

午後 3 時 00 分 閉会